

# 鹿屋市 結婚新生活支援事業補助金

婚姻に伴う新居や引越し費用の支援を行います。



住宅取得費用



住宅賃借費用



リフォーム費用



引越し費用

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用が対象

婚姻日の年齢  
が夫婦ともに **29** 歳以下

最大 **60** 万円

婚姻日の年齢  
が夫婦ともに **39** 歳以下

最大 **30** 万円

## 対象者

令和8年1月1日～令和9年3月31日に入籍された世帯  
ご夫婦の所得を合わせて、500万円未満の世帯  
申請後1年以上継続して鹿屋市に居住する意思のある世帯 など

お問合せ 鹿屋市 政策推進課

☎ 0994-31-1125

## 🏠 対象となる方


- ▶ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に、婚姻届を提出し受理された世帯
- ▶ 婚姻日における年齢が、夫婦ともに39歳以下の方。
- ▶ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。  
※ 申請日が令和8年5月31日以前の場合は令和6年分、令和8年6月1日以降の場合は令和7年分の所得を確認します。貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、返済した総額を控除します。
- ▶ 申請日において、夫婦ともに本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ▶ 夫婦のどちらか一方の住民票の住所が補助対象の住宅の住所となっていること。
- ▶ 申請日から1年以上継続して居住する意思を有すること。
- ▶ 夫婦ともに他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ▶ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと。
- ▶ 夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。


## 🏠 対象費用

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に支払った費用

項目	対象となるもの	対象とならないもの
住宅取得費用	新築又は中古住宅の取得にかかった建物費用	土地の購入費用、住宅ローン手数料
住宅賃借費用	家賃(1か月)、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、保険料、保証料等
リフォーム費用	住宅の修繕、増築、改築の工事で工事業者へ支払った費用	倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用、自身で材料を購入しリフォームを行った場合
引越し費用	引越業者や運送業者へ支払った費用	レンタカーを借りた場合、自身や友人等をお願いした場合

## 🏠 交付手続

- 1 仮受付 : Webフォームより仮受付 
- 2 申請 : 必要書類を鹿屋市役所3階政策推進課へ提出
- 3 審査 : 対象要件を満たしているか審査
- 4 交付決定 : 交付決定通知を送付
- 5 交付 : 請求書の口座へ入金

 将来設計、出産、共家事・子育てに関する講座の受講等が必要です。

詳細は鹿屋市HPをご確認ください。



**令和9年3月15日までに仮受付をしてください。**